

欧州委員会、各 EU 加盟国における営業秘密の保護に関する報告書を公表

2012 年 6 月 14 日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、1月13日、「欧州委員会のための営業秘密に関する報告書（Report on Trade Secrets for the European Commission）」を公表した（日本語仮訳は別添参照）。

同報告書は、欧州委員会が、欧州企業にとって技術防衛のために特許とノウハウの組み合わせによる保護を行うことが重要であるとの認識のもと、EU の 27 加盟国における営業秘密の保護対策についての法的な枠組みと実務の解明を目的として、Hogan Lovells International 法律事務所に対して調査研究を委託したものの。

現在、EU には営業秘密の保護のための統一的な制度は存在しておらず、各加盟国において一定程度の保護がなされているが、保護の方法や内容は加盟国によって異なっている。また、一部の国においては保護内容が極めて限定的であったり、実務上の手続が不明確であったりする問題点も指摘されていた。

営業秘密と知的財産権の間には密接な関連性が認められており、たとえば、スウェーデンにおいては「営業秘密の保護に関する法律」を制定し、特許権、商標権、著作権といった従来の知的財産権と同様の方法で営業秘密を保護している。一方で、コモンローを採用する英国やアイルランドにおいては営業秘密の保護に関する法制度は存在せず、「守秘義務に関する法律」において保護されている。また、マルタを始めとする一部の国においては、保護はもっぱら契約法に由来するため、契約関係が存在しない場合には、保護手段が存在していない。

同報告書は、このような全ての EU 加盟国における営業秘密の保護に関する法制度と実態を詳細に報告した上で、保護が不十分な加盟国が存在していたり、手続が各加盟国によって異なるために複雑であると言った問題点を改めて指摘し、EU で統一的な法制度を策定することを提言している。

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Report on Trade Secrets for the European Commission \(PDF\)](#)

— 報告書の日本語仮訳は、以下参照 —

[欧州委員会のための営業秘密に関する報告書 \(PDF\)](#)

(以上)